付議案第38号

令和８年度使用教科用図書採択方針案について

上記の付議案を提出する。

令和７年５月19日

福岡市教育委員会

教育長　下川　祥二

理由

本件は、令和８年度使用教科用図書の採択に当たり、高等学校及び特別支援学校高等部並びに特別支援学校小学部・中学部における教科用図書採択方針について、福岡市教育委員会事務委任規則第２条第１項第８号の規定により付議するものである。

令和８年度使用教科用図書採択方針案について

高等学校及び特別支援学校高等部並びに特別支援学校小学部・中学部における令和８年度使用教科用図書採択について別紙の方針のとおり行う。

令和８年度使用教科用図書採択方針案

（高等学校）

福岡市教育委員会

Ⅰ　基本方針

１　採択は、関係法令や文部科学省の作成する学習指導要領等を踏まえて、公正かつ適正に行う。

２　本市の生徒の実態に即し、かつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた指導に際して適切であるものを採択する。

３　「第３次福岡市教育振興基本計画」の趣旨に即したものを採択する。

４　「福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適したものを採択する。

Ⅱ　採択における留意点

教科用図書の採択に当たっては、次の留意点から検討し、最も適切と思われるものを採択する。

１　使用教科用図書については、「生きる力」を育むために、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力や人間性等を涵養することなどを踏まえ、各教科の指導において主体的・対話的で深い学びが効果的になされるよう教材が工夫されていること。

２　基礎的・基本的な知識・技能が着実に習得されるよう、既に学習した内容の系統的な反復学習や、練習問題などによる繰り返し学習に関する記述の充実が図られているとともに、発展的な学習ができるよう配慮されていること。

３　生徒の興味・関心を喚起し、主体的な学習がなされるように配慮されていること。また、体験的な学習や問題解決型の学習が重視されていること。

４　生徒の学ぶ意欲を高め、探究する力を育むよう、他教科の関連する内容も取り入れ、学習内容が実生活・実社会に関連付けられるような記述や話題・題材の充実が図られていること。また、中学校との学習内容の円滑な接続への配慮・工夫がなされていること。

５　生徒が家庭でも主体的に自学自習できるよう、丁寧な記述、練習問題、文章量の充実等が図られていること。

６　学習指導要領に示していない内容については、学習指導要領の趣旨に照らして不適切なところ、生徒が学習する上で支障を生じるおそれのあるところがないように配慮されていること。

７　郷土福岡をはじめ、我が国の自然、歴史、文化等を愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。

８　本市の状況や学校の特性に適合したものであること。

９　教科用図書として、内容の組織、配列、分量、記述の正確性、印刷、製本等基本が踏まえられているとともに、生徒にとっても使いやすいような創意工夫がなされていること。

令和８年度使用教科用図書採択方針案

（特別支援学校高等部）

福岡市教育委員会

Ⅰ 基本方針

１　採択は、関係法令や文部科学省の作成する学習指導要領等を踏まえて、公正かつ適正に行う。

２　本市の生徒の実態に即し、かつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた指導に際して適切であるものを採択する。

３　「第３次福岡市教育振興基本計画」の趣旨に即したものを採択する。

４　「福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適したものを採択する。

Ⅱ　採択における留意点

１　文部科学省検定済教科用図書について

採択に当たっては、高等学校教科用図書採択方針に準ずる。

２　文部科学省著作教科用図書について

文部科学省著作教科用図書を採択する際は、文部科学省発行の特別支援学校用教科書目録（令和８年度使用）に掲載の図書の中から、生徒の実態に応じて採択すること。

３　学校教育法附則第９条に規定する教科用図書について

（１）各教科の目標達成に結びつく適切な内容になっていること。

（２） 図書の採択に当たっては、下学年用の文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）又は文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）の採択を十分考慮すること。

（３） 検定済教科書及び著作教科書以外の図書を採択する場合には、下記の事項に留意すること。

ア　生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、さし絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ　「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること。

ウ　内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事項が適切に習得されるように配慮されているものであること。

エ　各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること。

オ　可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮されているものであること。

カ　進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮されているものであること。

キ　特定の題材又は一部の分野のみを取り扱っている図書、参考書的図鑑類、問題集等は適

切でないこと。

ク　上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。

ケ　情報端末機器、ビデオテープ、ＣＤ、ジグソーパズル型などは適切でないこと。

コ　全体の分量は、生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること。

サ　分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと。

シ　印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること。

ス　卒業後の職業的自立及び就労に結びつく内容・構成になっているもの。

セ　人権感覚に配慮した教材であること。

令和8年度使用教科用図書採択方針（案）

（特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級）

福岡市教育委員会

Ⅰ　基本方針

1　採択は、関係法令、文部科学省の作成する学習指導要領等を踏まえて、公正かつ適正に行う。

2　本市の児童生徒の実態に即し、かつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた指導に際して適切であるものを採択する。

3　「第3次福岡市教育振興基本計画」の趣旨に即したものを採択する。

4　「福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適したものを採択する。

Ⅱ　特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級教科用図書採択について

1　文部科学省検定済教科用図書について

特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級については、小学校用として採択するものと同一のものを、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級については中学校用として採択するものと同一のものを採択する。

2　文部科学省著作教科用図書について

文部科学省発行の特別支援学校用教科書目録（令和8年度使用）に掲載の図書を採択する。

3　学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について

（1）　採択の基本的な考え方

特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級で使用する学校教育法附則9条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）の採択については、下学年用の文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）又は文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）の採択を考慮した上で実施すること。

（2）　一般図書の採択について

一般図書の採択に当たっては、検定済教科書又は著作教科書に代わるものとして採択するものであることから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。

下学年用の検定済教科書又は著作教科書の採択を十分考慮した上で、次の場合は一般図書を採択するものとする。

ア　特別支援学校小学部・中学部において、検定済教科書又は著作教科書がない場合（学校教育施行規則第135条第2項（第89条を準用））

イ　重複障がいを有する児童生徒への教育又は訪問による教育を行うに当たり特別の教育課程を編成する特別支援学校小学部・中学部において、検定済教科書又は著作教科書を使用する

ことが適当でない場合（同規則第131条第2項）

ウ　特別の教育課程を編成する小学校・中学校特別支援学級において、検定済教科書を使用することが適当でない場合（同規則第139条）

（3）採択に当たっての留意事項

ア　児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、さし絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ　「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること。

ウ　内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事柄が適切に習得されるように配慮されていること。

エ　各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること。

オ　可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮されているものであること。

カ　進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮されているものであること。

キ　特定の題材又は一部の分野のみ取り扱っている図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

ク　上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。

ケ　情報端末機器、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型などは適切でないこと。

コ　全体の分量は、児童生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること。

サ　分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと。

シ　印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが児童生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること。

ス　人権感覚に配慮した教材であること。